

平成21年3月27日

各位

本 社 所 在 地	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地
会 社 名	株式会社 テラネット
代 表 者	代表取締役社長 岡田 圭治
コ ー ド 番 号	2140 札幌証券取引所 アンビシャス
問 合 せ 先	取締役管理部長 岡久 勉
電 話 番 号	011-876-9544
U R L	http://www.terranez.com

金融商品取引法に基づく監査報告書受領について

当社は、聖橋監査法人より、平成20年12月期有価証券報告書に添付される金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査について適正意見を付した監査報告書を受領いたしましたので、別紙のとおりご報告いたします。

また、有価証券報告書の提出につきましては、本日、関東財務局へ提出を行っております。

株主及び投資家の皆様には、多大なるご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(別紙)

1. 連結財務諸表に関する監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 3 月 27 日

株式会社テラネット
取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員

公認会計士

松田 信彦

業務執行社員

指定社員

公認会計士

松浦 大樹

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表に基づいて監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネット及び連結子会社の平成 20 年 12 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象 1. に記載のとおり、連結子会社チャリロトは、平成 21 年 2 月 27 日を払込期日とする第三者割当増資等を実施したため、会社の関連会社になった。
3. 重要な後発事象 2. に記載のとおり、会社は、平成 21 年 3 月 26 日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 3 月 27 日

株式会社テラネット
取締役会 御中

聖橋監査法人

指定社員

公認会計士

松田 信彦

業務執行社員

指定社員

公認会計士

松浦 大樹

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社テラネットの平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの第 9 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に基づいて監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テラネットの平成 20 年 12 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は債務超過の状況にあり、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 重要な後発事象 1. に記載のとおり、連結子会社チャリロトは、平成 21 年 2 月 27 日を払込期日とする第三者割当増資等を実施したため、会社の関連会社になった。
3. 重要な後発事象 2. に記載のとおり、会社は、平成 21 年 3 月 26 日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行を実施した。
4. 重要な後発事象 3. に記載のとおり、会社は、平成 21 年 3 月 16 日に、株式会社チャリロトと、会社が同社に対して有する貸付金（全額貸倒引当金設定済み）の一部について返済を受けた場合には、残額を債権放棄する旨の合意書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。